

(基準の特例)

第 35 条の 2 前 2 条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【予防規則】

(いす席固定免除)

第 10 条の 2 条例第 35 条の 2 の規定による認定を受けようとする者は、いす席固定免除願出書（様式第 5 号）を所轄消防署長に 2 通提出するものとする。

2 前項の願出書には、消防長又は消防署長が必要と認める図書を添付するものとする。

(避難通路の認定願)

第 10 条の 3 条例第 35 条の 2 の規定による認定を受けようとする者は、避難通路認定願（様式第 5 号の 2）を所轄消防署長に 2 通提出するものとする。

2 前項の願出書にあっては、防火対象物の配置図、平面図及び客席配置図を添付するものとする。

【解釈及び運用】

劇場等の客席の基準については、災害発生時に入場者が安全、かつ、迅速に避難することができることを目的としており、劇場等の客席については、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、本条を適用し、規定の全部又は一部を適用しないこととする。

ただし、特例の適用については、第 34 条及び第 35 条の基準と同等以上の入場者の災害発生時の安全確保が条件となることから、特例の適用申請に際しては、十分な判断ができる資料が必要であり、慎重に判断する必要がある。

なお、第 34 条第 1 号及び第 5 号並びに第 35 条第 1 号及び第 4 号については、かねてより個々の基準のただし書により基準の特例を認めていたところであり、特例の考え方について説明する。

第 34 条第 1 号及び第 35 条第 1 号の規定については、第 34 条第 1 号で説明したように、客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、いすを床に固定することを原則としているところであるが、すべての劇場等について、一律にこの規定を強制することは、酷に過ぎる場合が予想されるので、第 35 条の 2 の規定を適用し、消防長又は消防署長が、劇場等の位置、収容人員、使用形態（催物の内容、観客層等）、警備体制等から総合的に判定して、入場者の避難上支障がないと認めた場合は、移動式のものでもよいこととしている。

この消防長又は消防署長の認定において、

- ① 位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等である。
- ② 収容人員に関しては、第 38 条の規定による定員が少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮すべきである。
- ③ 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等である。
- ④ 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれている。

また、第 34 条第 5 号でいうところの「入場者の避難上支障がない」とは、避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合等に限定されず、同条第 5 号アからオまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等以上の効果を有するように避難通路を設ける場合をも含むと解すべきである。

例えば、欧米等にあるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列の数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、更に、出入口は外部又はロビー等に通じている。）等を行う場合にあっては、これに該当するものである。

第 35 条第 4 号の趣旨については、第 34 条第 5 号の場合と同様であるが、ただ、屋外の客席は、その形状、構造等が千差万別であるので、第 35 条の 2 の規定の適用を認めなければならない事例が、屋内の客席に比して、はるかに多いことが予想される。